

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 12 月 18 日（金）第 168 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 1  
○肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 1  
○道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 2  
○道路の供用の開始（2件）（道路維持課取扱い） 2  
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大島支庁取扱い） 3  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 3

## 公 告

- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 4  
○落札者等の公告（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 7

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 8

## 告 示

## 鹿児島県告示第1109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 2 年 12 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はっぴーホーム 大成訪問介護事業所	指宿市山川成川 5173番地1	南薩太陽光発電 株式会社	鹿児島市坂之上 八丁目8番1号	松村 武久	令和2年 12月1日	訪問介護
笑顔の花	大島郡和泊町手 々知名775番地 1	株式会社フォー ユー	宮崎県都城市姫 城町14街区26号	山田 裕一	令和2年 12月1日	通所介護
デイサービスか わせみ	始良市三拾町 1916	株式会社グリー ンリーフ	始良市三拾町25 番地4	平川 力	令和2年 12月1日	通所介護

## 鹿児島県告示第1110号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 12 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1175号	令和5年12月26日	副産動物質肥料	カツオエキス	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社富士冷	静岡県焼津市宗高1287番地

## 鹿児島県告示第1111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年12月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	日当山敷根線	霧島市国分向花町306番1地先から同市国分中央一丁目162番2地先まで	前	16.8～43.2	502.7
			後	16.8～43.2	510.1

## 鹿児島県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年12月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	日当山敷根線	霧島市国分向花町306番1地先から同市国分中央一丁目162番2地先まで	令和2年12月21日

## 鹿児島県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年12月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	屋久島公園安房線	熊毛郡屋久島町安房太忠岳 国有林79林班は4小班地内	前	16.6～20.4	23.0
			後	16.6～34.1	23.0
		前	14.3～20.6	27.7	

	国有林79林班り 1 小班地内	後	14.3~26.5	27.7
	熊毛郡屋久島町安房太忠岳	前	18.0~24.6	58.5
	国有林78林班ち 1 小班地内	後	18.0~36.2	58.5
	熊毛郡屋久島町安房太忠岳	前	14.1~26.7	20.8
	国有林78林班り 小班地内	後	14.1~41.6	20.8

## 鹿児島県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年12月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	屋久島公園安房線	熊毛郡屋久島町安房太忠岳国有林79林班は 4 小班地内	令和2年 12月18日
		熊毛郡屋久島町安房太忠岳国有林79林班り 1 小班地内	
		熊毛郡屋久島町安房太忠岳国有林78林班ち 1 小班地内	
		熊毛郡屋久島町安房太忠岳国有林78林班り 小班地内	

## 大島支庁告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和2年12月18日

大島支庁長 田中完

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ことばの教室わづき	奄美市名瀬末広町16番1号1階	株式会社和月	奄美市名瀬末広町16番1号2階	白浜 和晃	令和2年 12月7日	児童発達支援・放課後等サービス

## 大島支庁告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年12月18日

大島支庁長 田中完

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者グループホーム りりーふ	奄美市名瀬和光町22番16	株式会社 Crescent	奄美市名瀬矢之脇町11番17号	中濱 礼子	令和2年 12月1日	共同生活援助

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 12 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入をする物品等の名称及び数量

- ア 鹿児島県有施設その 1（13施設）で使用する電気  
年間予想使用電力量 3,662,962キロワットアワー
  - イ 鹿児島県有施設その 2（16施設）で使用する電気  
年間予想使用電力量 5,186,365キロワットアワー
  - ウ 鹿児島県有施設その 3（18施設）で使用する電気  
年間予想使用電力量 5,508,085キロワットアワー
  - エ 鹿児島県有施設その 4（14施設）で使用する電気  
年間予想使用電力量 3,007,863キロワットアワー
  - オ 鹿児島県有施設その 5（22施設）で使用する電気  
年間予想使用電力量 4,097,786キロワットアワー
  - カ 鹿児島県有施設その 6（21施設）で使用する電気  
年間予想使用電力量 5,140,031キロワットアワー
  - キ 鹿児島県有施設その 7（20施設）で使用する電気  
年間予想使用電力量 6,769,764キロワットアワー
  - ク 鹿児島県有施設その 8（26施設）で使用する電気  
年間予想使用電力量 4,624,546キロワットアワー
  - ケ 鹿児島県有施設その 9（7施設）で使用する電気  
年間予想使用電力量 3,631,755キロワットアワー
  - コ 鹿児島県有施設その 10（11施設）で使用する電気  
年間予想使用電力量 4,083,816キロワットアワー
  - サ 鹿児島県庁舎で使用する電気  
年間予想使用電力量 12,751,096キロワットアワー
  - シ かごしま県民交流センターで使用する電気  
年間予想使用電力量 2,771,017キロワットアワー
- なお、アからシまでについては、それぞれの入札とする。

## (2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

## (3) 需要場所

入札説明書による。

## (4) 供給期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間  
令和 2 年 12 月 18 日から同月 25 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
- ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに 1 月ごとの 1 キロワット当たりの基本料金及び 1 月ごとの使用電力量 1 キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札書に記載する各単価に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下 4 位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限  
令和 3 年 2 月 9 日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
- ア 日時
- (ア) 1 の(1)の ア 令和 3 年 2 月 10 日午前 9 時 30 分  
(イ) 1 の(1)の イ 令和 3 年 2 月 10 日午前 10 時  
(ウ) 1 の(1)の ウ 令和 3 年 2 月 10 日午前 10 時 30 分  
(エ) 1 の(1)の エ 令和 3 年 2 月 10 日午前 11 時  
(オ) 1 の(1)の オ 令和 3 年 2 月 10 日午前 11 時 30 分

- (カ) 1 の(1)のカ 令和 3 年 2 月 10 日 午後 1 時 30 分
- (キ) 1 の(1)のキ 令和 3 年 2 月 10 日 午後 2 時
- (ク) 1 の(1)のク 令和 3 年 2 月 10 日 午後 2 時 30 分
- (ケ) 1 の(1)のケ 令和 3 年 2 月 10 日 午後 3 時
- (コ) 1 の(1)のコ 令和 3 年 2 月 10 日 午後 3 時 30 分
- (サ) 1 の(1)のサ 令和 3 年 2 月 10 日 午後 4 時
- (シ) 1 の(1)のシ 令和 3 年 2 月 10 日 午後 4 時 30 分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 1 階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3800  
ファックス番号 099-286-5641

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、令和 3 年 4 月 1 日に確定する。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

- a Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.1
- b Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.2
- c Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.3
- d Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.4
- e Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.5
- f Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.6
- g Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.7
- h Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.8
- i Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.9
- j Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.10
- k Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building
- l Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center

(2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2021 through 31 March 2022

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

12:00 a.m. 9 February 2021

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division  
Treasury Bureau  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-3800  
FAX 099-286-5641

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 12 月 18 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 原口優清

1 落札に係る物品等の名称及び数量

心臓血管撮影装置 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課  
鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号

3 落札者を決定した日

- 令和 2 年 11 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アステム鹿児島営業部  
鹿児島市宇宿二丁目 4 番 7 号
- 5 落札金額  
49,483,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 2 年 10 月 13 日

### 選挙管理委員会告示

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 2 年 9 月 18 日鹿児島県選挙管理委員会告示第48号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 2 年 12 月 18 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26,974	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	268,586	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	149,912
	鹿屋市・垂水市区	31,911
	枕崎市区	5,859
	阿久根市・出水郡区	8,587
	出水市区	14,513
	指宿市区	11,283
	西之表市・熊毛郡区	11,414
	薩摩川内市区	25,911
	日置市区	13,300
	曾於市区	10,015
	霧島市・姶良郡区	36,754
	いちき串木野市区	7,782
	南さつま市区	9,485
	志布志市・曾於郡区	12,080
奄美市区	13,514	
南九州市区	9,740	



	伊佐市区	7,224
	始良市区	21,273
	薩摩郡区	5,842
	肝属郡区	10,137
	大島郡区	16,455
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		268,586
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		